

環境影響評価審査書

50 勤労者リフレッシュセンター（仮称）建設事業

I 総括事項

勤労者リフレッシュセンター（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、雇用促進事業団（以下「事業者」という。）が、小田原市根府川字ノグロ583番地1ほかの241,150平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を造成し、そこに中高年の勤労者を対象に、心身の健康チェック、職業生活に関するコンサルティング、教養・スポーツ活動の実践等を通して心身ともにリフレッシュさせるための総合的勤労者福祉施設を建設しようとするものである。

実施区域は、小田原市南部の山地を形成する箱根外輪山東側斜面の相模湾を望む標高100メートルから220メートルの丘陵地に位置し、海岸まで約500メートルの距離にある。実施区域及びその周辺は、東南に傾斜し、南側を白糸川、北側を牧谷川が流れる谷に挟まれている。また、実施区域の南東側は比較的険しい傾斜地となっており、その麓周辺には、JR根府川駅付近から白糸川にかけて根府川地区の集落がある。

実施区域及びその周辺は市街化調整区域に指定されており、実施区域内の土地利用状況は、その大部分が、かんきつ園地再編対策により廃園となったみかん園跡地の雑草地であり、その他はスギ、ヒノキを主体とした山林となっている。また、小田原市南部から真鶴町一帯の箱根外輪山の東側斜面上部は、自然豊かな地域となっており、その下に続く斜面地にはスギ、ヒノキの植林地やみかん園を主体とした果樹園が帯状に連続している。

県が、神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」では、実施区域の位置する真鶴・湯河原地域においては、「土地利用に当たっては、山崩れ、地すべり等の土砂災害からの安全を確保すること」「沿岸の自然景観の保全」などを環境づくりの重点として示している。

本件事業は、このような地域において実施されるものであるから、事業者は本件事業を実施するに当たって、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、工事中及び供用後の雨水流出防止対策の強化についてである。

実施区域は丘陵地に位置し、南東側が比較的急峻な地形となっているため、実施区域周辺に雨水が流出することのないよう工事中及び供用後の雨水の流出防止対策について万全を期す必要がある。

第二には、事業実施に当たっての緑化計画の充実についてである。

本件事業は、箱根外輪山の東側斜面上部のみどり豊かな地域に続く区域に、大規模な施設を建設しようとするものである。したがって、土地利用計画においては、緑化計画に十分意を用いることが重要であり、みどりによる豊かな自然環境の創造という視点から、また、景観への配慮という観点から、この地域に適した樹種を選定し、その配置、規模等について具体的に検討する必要がある。

第三には、建築物が景観に与える影響の緩和についてである。

本件事業においては、相模湾を望む丘陵地に本館棟を中心に数棟の建築物の建設が予定されており、特に本館棟は規模が大きく、海上を含む広範囲の地域からの展望が可能であるため、施設の建設に当たっては、建築物の形状、色彩等について周辺の自然景観との調和を図るよう具体的に検討する必要がある。

以上、総括的な視点から審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1-1. 水質汚濁－水素イオン濃度等、窒素類、燐類

予測評価書案によれば、排水は、一日当たりの量を541.4立方メートルとし、長時間ばっ気三次処理方式により窒素及び燐の処理を行うとともに、活性炭吸着処理をしたうえで、実施区域北側の牧谷川に放流するとしている。しかし、同河川は流域面積が小さいことから流量が少なく、また、谷間を流れ、人為的な汚濁源も少ないため、水質は極めて清浄である。このため、排水の影響を受けやすいと考えられることから、排水の再利用等により排水量の削減に

努め、汚濁負荷量を減らすよう検討すること。

1-2. 水質汚濁—外観

予測評価書案によれば、造成工事中の降雨時に発生する濁水は、7か所に設けられる仮設沈砂地等により土粒子の沈降、除去を行うことから、実施区域周辺の河川等の水質に著しい変化を与えることはないとしている。しかしながら、実施区域は、南北を谷に挟まれた傾斜地であるため、雨水が流出しやすい地形にある。このため、個々の仮設沈砂池等の集水範囲及び貯留能力等によっては、濁水が直接河川等に流出するおそれがある。また、放流先である牧谷川及び白糸川は、清浄な河川であるため工事中の濁水の流入による水質の悪化が懸念される。

したがって、個々の仮設沈砂池等の集水範囲及び貯留能力等を明らかにしたうえで、工事中の濁水流出防止対策について万全を期すこと。また、必要に応じて水質の測定を実施し、その結果によっては、さらに濁水処理対策を講じること。

2 廃棄物—一般廃棄物

予測評価書案によれば、造成工事の実施に伴い発生する約1,000トンの伐採樹木については、一部は仮設工事の柵、杭等に、また、屋外施設の案内板、木製ベンチ、階段等に再利用するが、基本的には、実施区域内で焼却処分する計画としている。しかし、省資源、大気汚染防止等の観点から、焼却処分に代わる一層の有効利用について検討すること。

3 水象

実施区域が位置する箱根外輪山の東部斜面は、北側及び南側を河川により形成された谷に挟まれた丘陵地であり、その南東側は比較的急峻な地形を呈し、その麓には根府川の集落がある。このような地形は、雨水の到達時間が短く、また集中する等のため、雨水の流出による影響を受けやすい。したがって、実施区域周辺への雨水の流出防止対策を十分図ること。

4 植物

予測評価書案によれば、実施区域のみかん園跡地には、メヒシバーオオアレチノギク群落などの草地在り面積を占め、また、実施区域の周辺は常緑果樹園が大部分を占める地域となっている。本件事業は箱根外輪山の東側斜面上部のみどり豊かな地域に続く区域に、大規模な施設等を建設しようとするため、豊かな環境づくりのうえでみどりの創造が重要である。

したがって、緑化計画に当たっては、豊かな自然環境を創造するという視点から、その土地に適した樹種の選定、配置、規模等をさらに具体的に検討すること。また、造成法面の緑化では、洋芝やクローバ等の種子吹付を主体に行うとしているが、みどり豊かな樹林となるよう自然環境や景観に配慮した植栽計画について検討すること。

5 景観

実施区域は、相模湾に面する箱根外輪山東側斜面の丘陵地にあり、周辺は国道135号沿いに点在する既存集落を除くと、果樹、山林等を主体とする土地利用がなされている。このような現況の中に、高さ約50メートルの本館棟を中心に数棟の建築物が建設されるため、海上を含め、小田原から二宮方面の海岸線及び真鶴半島、さらには曾我丘陵等の広範囲な地域から展望され、また、既存集落にはあまり大規模な建築物も立地していないことから、目立つ存在となることが予想される。

したがって、施設の建設に当たっては、周辺の自然景観との調和が特に重要であるため、海上からの景観も含め、建築物の形状、色彩等について具体的に検討すること。

6 その他—大気汚染防止対策

予測評価書案によれば、空調設備計画における温熱源は空調のほか、各種浴槽加熱用に蒸気が必要な点を考慮し、油焚蒸気ボイラーを計画し、その燃料油はA重油としている。また、温熱源の一部については、コジェネレーションによる熱電供給で賄う計画としている。

しかし、実施区域周辺は、地形が複雑で、風も極めて弱いため、局地的な大気汚染の発生が懸念されることから、周辺のみかん園に対し開花期に二酸化硫黄の影響が生じることのないよう十分配慮する必要がある。

したがって、ボイラーの設置やコジェネレーションの導入に当たっては、これらの地域特性を踏まえ、硫黄酸化物及び窒素酸化物の発生を抑制する方策について検討すること。

